

福 祉 用 具 貸 与 ・ 購 入 、 住 宅 改 修

1. 福祉用具貸与・購入、住宅改修の現行の制度体系

【福祉用具貸与】

- 福祉用具貸与費
 - ・ 実際の貸与額を、月単位で算定（支給限度基準額の範囲内で他のサービスと合わせて利用）
- 特別地域加算
 - ・ 福祉用具貸与費の100/100を限度として、貸与開始月に、往復の運搬費 + 1名分の交通費を加算。
- 対象福祉用具（12種目）
 - 1 車いす
 - 2 車いす付属品
 - 3 特殊寝台
 - 4 特殊寝台付属品
 - 5 じょく瘡予防用具
 - 6 体位変換器
 - 7 手すり
 - 8 スロープ
 - 9 歩行器
 - 10 歩行補助つえ
 - 11 痴呆性老人徘徊感知機器
 - 12 移動用リフト

【特定福祉用具購入】

- 福祉用具購入費支給
 - ・ 実際の購入額に基づき償還払い
 - ・ 支給限度基準額は年間10万円
- 対象福祉用具（5種目）
 - 1 腰掛便座
 - 2 特殊尿器
 - 3 入浴補助用具
 - 4 簡易浴槽
 - 5 移動用リフトのつり具の部分

【住宅改修】

- 住宅改修費支給
 - ・ 実際の改修工事費の額に基づき償還払い
 - ・ 支給限度基準額は同一住居につき20万円
- 改修の種類（5種類 + 付帯工事）
 - 1 手すりの取付け
 - 2 段差の解消
 - 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - 4 引き戸等への扉の取替え
 - 5 洋式便器等への便器の取替え
 - 6 1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

2 福祉用具貸与・購入、住宅改修を考える視点 【制度体系、対象種目】

現行の制度体系

【福祉用具貸与】

(現物給付)

- 事業者が貸与に要した費用(自由価格)を国保連に請求。当該費用の1割が利用者負担。

(搬入・搬出費用)

- 個別に評価せず、貸与に要した費用に含む。
- 特別な措置(クレーン車使用等)は利用者負担。

(特別地域加算)

- 過疎地等の事業者には、貸与開始月に、貸与費の100/100の範囲内で、
 - ・往復の運搬費
 - ・専門相談員1人の交通費
 を加算。

【福祉用具購入・住宅改修】

(現金償還)

- 利用者が販売者・施工業者に費用(自由価格)を支払い、当該費用の9割額を保険者から事後に償還。

現行の対象種目

福祉用具貸与

- 1 車いす
- 2 車いす付属品
- 3 特殊寝台
- 4 特殊寝台付属品
- 5 じょく瘡予防用具
- 6 体位変換器
- 7 手すり
- 8 スロープ
- 9 歩行器
- 10 歩行補助つえ
- 11 痴呆性老人徘徊感知機器
- 12 移動用リフト(つり具の部分を除く)

特定福祉用具購入

- 1 腰掛便座
- 2 特殊尿器
- 3 入浴補助用具(いす、手すり、入浴台、すのこ)
- 4 簡易浴槽
- 5 移動用リフトのつり具の部分

住宅改修

- 1 手すりの取付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

[種目区分の考え方]

据え付け工事を伴うもの→住宅改修

据え付け工事を伴わないもの→原則；貸与
 →貸与になじまないもの；購入
 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感があるもの。
 使用により元の形態・品質が変化し再利用できないもの。 など

論 点

- 制度体系についてどう考えるか。
- 対象種目についてどう考えるか。

デ ー タ

【福祉用具貸与】(介護給付費実態調査 平成13年 5月審査分)

- 居宅サービスの利用者のうち、福祉用具貸与を受けている者の割合

21.6 %

- 利用件数割合、1件当たり費用額(月額入)
1件当たり特別地域加算額(月額)

種目	利用件数割合	1件当たり費用額(月額)	1件当たり特別地域加算額(月額)
車いす	14.3%	7,609円	6,106円
車いす付属品	1.1%	2,436円	1,268円
特殊寝台	24.9%	11,421円	5,541円
特殊寝台付属品	46.5%	1,740円	1,623円
じょく瘡予防用具	6.3%	6,043円	2,911円
体位変換器	0.2%	5,402円	1,200円
手すり	1.0%	3,145円	1,078円
スロープ	1.4%	6,114円	3,230円
歩行器	2.9%	3,269円	2,523円
歩行補助つえ	1.1%	1,340円	800円
徘徊感知機器	0.0%	10,830円	3,655円
移動用リフト	0.3%	17,603円	17,000円
	100%	平均 6,412.7円	平均 3,911.3円

【福祉用具購入】(介護保険事業状況報告 平成13年4月サービス分)

- 福祉用具購入費支給件数

26千件

- 福祉用具購入費1件当たり支給額

2.7万円

- 福祉用具購入費支給件数割合(全国97保険者のデータ、平成12年度)

・腰掛便座	31.9%
・特殊尿器	1.5%
・入浴補助用具	66.0%
・簡易浴槽	0.1%
・リフトのつり具	0.5%

【住宅改修】(介護保険事業状況報告 平成13年4月サービス分)

- 住宅改修費支給件数

21千件

- 住宅改修費1件当たり支給額

11.5万円

- 住宅改修費支給件数割合(全国77保険者のデータ、平成12年度)

・手すりの取付け	59.5%
・段差解消	20.4%
・床材の変更	4.3%
・扉の取替え	5.5%
・便器の取替え	6.3%
・付帯工事	3.9%

福祉用具貸与・購入、住宅改修を考える視点 【支給限度額、その他】

現行の支給限度額等

【福祉用具購入】

10万円/年間

（設定基礎）

- 利用頻度の高い日常生活用具給付事業の種目の補助基準額
 - ・腰掛便座 9,800円
 - ・入浴補助用具 90,000円
（簡易浴槽）

【住宅改修】

20万円/同一住居（ただし、要介護度が3以上上昇した場合
転居した場合は再度利用可能）

（設定基礎）

- 標準的な住居において最も一般的な「手すりの取付け」「段差解消」
の2つを組み合わせた費用を勘案

例1

手すりの取付け（トイレ、浴室）	10万円
床段差解消（浴室床の嵩上げ）	10万円
計	20万円

例2

手すりの取付け（トイレ、浴室、廊下）	15万円
床段差解消（2カ所、三角材設置等）	4万円
計	19万円

（その他）

[住宅改修の理由書]

- 住宅改修費の支給申請時には、介護支援専門員等が作成した改修が必要
な理由を記載した書類が必要

[理由書の作成費用]

- 作成者に2,000円（1件当たり）を市町村から支払い
（介護予防・生活支援（一般財源：国庫補助）事業）

論 点

- 支給限度額をどう考えるか。
 - ・現に行われている工事の内容と費用を
どう考えるか。
- 理由書のあり方及び作成費用をどう考
えるか。

デ ー タ

住宅改修理由書作成者
（全国の111保険者のデータ）

・介護支援専門員	96.8%
・理学療法士、作業療法士	0.3%
・福祉住環境コーディネーター	0.6%
・その他	2.3%

支給限度額に関するデータ

【福祉用具購入】

- 1件当たり支給額
(全国の97保険者のデータ 平成12年度)

・腰掛便座	24,300円
・特殊尿器	52,800円
・入浴補助用具	17,100円
・簡易浴槽	53,900円
・リフトつり具	31,800円
全 体	20,100円

- 限度額に対する支給額の割合別件数
(全国の99保険者のデータ 平成12年度)

(支給額 / 限度額の割合)	(利用割合)
0 ~ 20 %未満	51.4 %
20 ~ 40 %未満	26.0 %
40 ~ 60 %未満	10.0 %
60 ~ 80 %未満	5.2 %
80 ~ 100 %	5.1 %
	100.0 %
99 保険者の平均	23.6 %

【住宅改修】

- 1件当たり支給額
(全国77保険者のデータ 平成12年度)

・手すりの取付け	73,800円
・段差解消	87,000円
・床材の変更	10,200円
・扉の取替え	85,100円
・便器の取替え	162,800円
・付帯工事	30,600円
全 体	82,300円

- 限度額に対する支給額の割合別件数
(全国の96保険者のデータ 平成12年度)

(支給額 / 限度額の割合)	(利用割合)
0 ~ 20 %未満	19.3 %
20 ~ 40 %未満	19.7 %
40 ~ 60 %未満	13.4 %
60 ~ 80 %未満	10.2 %
80 ~ 100 %	37.4 %
	100.0 %
96 保険者の平均	55.6 %

3 参考資料

【告 示】

○福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第93号）

1 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3 特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 1 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 2 床板の高さが無段階に調整できる機能
4 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5 じょく瘡予防用具	次のいずれかに該当するものに限る。 1 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 2 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7 手すり	取付に際し工事を伴わないものに限る。
8 スロープ	段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る。
9 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 1 二輪、三輪、四輪のものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 2 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る。
11 痴呆性老人徘徊感知機器	痴呆性老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
12 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するもの（取付に住宅の改修を伴うものを除く。）

○居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目
（平成11年3月31日厚生省告示第94号）

1 腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
2 特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの
3 入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 1 入浴用いす 2 浴槽用手すり 3 浴槽内いす 4 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの 5 浴室内すのこ 6 浴槽内すのこ
4 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
5 移動用リフトのつり具の部分	

○ 居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類
（平成11年3月31日厚生省告示第95号）

介護保険法第45条第1項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、1種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

「シルバーサービス福祉適合基準策定研究調査報告書」

（平成１０年３月）における考え方

平成９年度に、旧厚生省老人保健福祉局に外部の専門家、
学識経験者等からなる調査委員会を設置して検討したもの

（１）福祉用具の基本的概念

自立促進目的の明確性

- ・ 対象としては、明確に要介護者等の自立促進を目的として作られ提供されるものを前提とすることが、介護保険において給付対象に位置付ける趣旨に合致。
- ・ 「自立」の概念は「自分で動作ができるようになる」という身体的自立ととらえる。

介護の軽減

- ・ 高齢者の心身の状態に起因する窮状改善の観点から、自立に関わる「介護の軽減」が含まれると解する。

（２）対象とする用具の基本的考え方

要介護者等への便宜：

要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものであること。

新たな価値付け：

要介護者等の日常生活上の便宜を図るため及び機能訓練のためであって、日常生活の自立の支援を目的として新たにつくられたものであること。あるいは一般の生活用具に基づきつつも新たに一定の機能的な高い付加価値を付与したものであること。

生活面での使用：

日常生活の場面での使用を前提としたもの、あるいは生活の中での機能訓練のための用具であることから、医療の観点から用いられるも

のは除く。

在宅での使用：

日常生活で用いる用具のうち在宅での利用を想定しているものであること。

基本的動作の支援：

介護保険における介護は、移動、入浴、排せつ等の基本的動作の介護を要する者に対する支援が主たる目的であると考えられることから、身体の一部の欠損又は機能の障害を補うことを主たる目的とした用具は除く。

利用促進効果、市町村の事務処理費用との関係：

市町村の事務の実施のために要する費用との比較の観点から、ある程度の経済的負担感があり、給付の対象とすることにより利用促進が図られるものであること。